**適正搬入申出書**

［収集運搬業者］

東京二十三区清掃一部事務組合管理者　　様

東京二十三区清掃一部事務組合の中防処理施設に搬入する産業廃棄物については、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第８条に定める受入基準、および以下の遵守事項を厳守し、適正に搬入することを申し出ます。

なお、産業廃棄物を中防処理施設へ搬入する際に、違反行為をした場合は、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例第８条、同施行規則第６条及び第７条に規定する受入拒否等の処分に従います。

【遵守事項】

1. **当社に運搬を委託する内容で、東京二十三区清掃一部事務組合から東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物条例第６条第２項による承認を受けた排出事業者**の産業廃棄物に限り搬入します。
2. **委託元排出事業者が搬入承認を受けている**廃棄物のみを搬入します。
3. **委託元排出事業者の搬入量の上限**（告示（東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画）で定める上限）**を守って搬入します。**
4. **承認事業者名簿を搬入車両ごとに携帯**し、処理施設の係員の指示があったときには速やかに提示します。
5. **受入基準を遵守します。**
6. 運搬中は、シート掛け等により**産業廃棄物の飛散防止の措置を講じます。**
7. 運搬車両の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両である旨その他の事項を見やすいように表示します。
8. 運搬車両は、確実に点検整備をし、故障及び事故等がないように努めます。
9. コンテナ車による搬入時は、**空車計量時に搭載したコンテナ又は空車計量時に搭載したコンテナと同型同重量**であると申請しているコンテナを使用します。
10. 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の車両運行等に関する法令その他関係法令を遵守します。
11. 処理施設の係員の指示に従います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

申出人　　住所

　　　　　　　氏名

　　　法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　（法人にあっては事業所の所在地・名称・代表者の氏名）

**【受け入れる産業廃棄物の種類及び受入基準】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の種類 | 受 入 基 準 | |
| 個 別 基 準 | 共 通 基 準 |
| 紙くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの。  排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が１メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。  なお、襖、障子のうち産業廃棄物（紙くず）に該当する部分については縦２メートル×横１メートル×厚さ３センチメートルに収まる大きさでの搬入を認める。 | １ 再生利用できないものに限る。  ２ 特別管理産業廃棄物でないこと。  ３ 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。  （1）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第２条に規定する毒物、劇物及び特定毒物  （2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条に規定する農薬  （3）油分  （4）著しい発色性又は発泡性を有するもの  ４ ロール状のものは、当処理施設の破砕機に投入した際に、破砕機のハンマーに巻きつく等、重大な故障の原因になるため受け入れしない。  ５ おが屑等の細かいものは、内容物が飛散しないよう適度な強度を持った袋等に梱包し搬入すること。  ６ その他、処理施設の管理運営に支障がないものであること。 |
|
|
|
|
|
|
|
| 木くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のため使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの。  破砕、切断の場合は、排出者自らが破砕、切断等処理したものに限る。  柱状のものは、長さ１８０センチメートル以下かつ最大径３０センチメートル以下のもの。板状のものは、縦１８０センチメートル×横９０センチメートルの長方形に収まる大きさで、厚さ３センチメートル以下のもの。また、箱状のものは、縦１８０センチメートル×横９０センチメートル×奥行き５０センチメートル以下のもので中空のもの。  パレットは、縦１４０センチメートル×横１４０センチメートル×厚さ１５センチメートル以下のもの。 |
|
|
|
| 繊維くず | 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。  排出者自らが破砕、切断等処理し、一辺が１メートルの正方形に収まる大きさのものでロール状でないもの。  なお、畳のうち産業廃棄物（繊維くず）に該当するものについては一畳の大きさでの搬入を認める。 |
|
|
|
|